

第 1 1 次

茅ヶ崎市交通安全計画

(令和 5 年度～令和 7 年度)

茅ヶ崎市

はじめに

「令和4年警察白書」によると、令和3年中の全国の交通事故の発生件数は305,196件、死者数は2,636人、負傷者数は362,131人であり、発生件数及び負傷者数は17年連続の減少、死者数は6年連続の減少となっています。

「かながわの交通事故」によると、令和3年中の交通事故の発生件数は21,660件、死者数は142人であり、発生件数については平成に入って以降では令和2年に次いで2番目に少ない件数、死者数については統計の残っている昭和23年以降では4番目に少ない人数であったものの、その数は全国で最も多くなっています。

市内の交通事故の状況をみますと、令和3年中の人身交通事故の発生件数は492人、死者数は2人、負傷者数は555人であり、発生件数及び負傷者数は平成12年をピークとして減少傾向にあり、死者数については、計画期間ごとの人数は減少傾向にあります。

しかしながら、本市は他市町村と比べ、地形的な条件から、手軽な交通手段として多くの市民が自転車を利用していることもあり、全人身交通事故に占める自転車に関する事故が非常に高い割合で推移しており、その数字は神奈川県内の平均値を大きく上回っていることから、最も力を入れて対策を実施していく必要があります。

また、全体の交通事故件数が減少傾向にあるとはいえ、高齢者や子どもが関係する事故も発生していることから、依然として予断を許さない状況であり、各種交通安全施策の実施が必要不可欠となっています。

本市では、昭和45年に制定された「交通安全対策基本法」に基づき、神奈川県が策定した「神奈川県交通安全計画」を基に、これまで10次にわたる「茅ヶ崎市交通安全計画」を策定（「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」については、茅ヶ崎市総合計画の実行計画である茅ヶ崎市実施計画の策定を2年間延期したことをふまえ、その期間を2年間延伸）し、市、市民、警察及び関係機関・団体等と協力して、交通安全施策に取り組むことで、一定の成果をあげてきましたが、交通事故の防止は、市民の安全で安心な生活を確保するうえで、市と関係団体だけではなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題です。

この「第11次茅ヶ崎市交通安全計画」は、交通安全対策基本法により県が定めた「第11次神奈川県交通安全計画」を基本として本市に即する内容とした計画であり、令和5年度から令和7年度までの3年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

本計画に基づいて施策を推進し、実施事業を進行管理します。

目 次

第1 第11次茅ヶ崎市交通安全計画について

1. 第11次茅ヶ崎市交通安全計画について	
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
2. 交通事故等の推移と第10次茅ヶ崎市交通安全計画の振り返り	
(1) 交通事故等の推移	2
(2) 第10次茅ヶ崎市交通安全計画の振り返り	4
3. 計画の方向性と目標	
(1) 計画の方向性	10
(2) 計画の目標	10
4. 施策と個別施策の体系	
(1) 目標達成のための施策	13
(2) 個別施策	14

第2 交通安全施策の推進について

1. 施策1 道路交通環境の整備	
(1) 安全で安心な歩行空間の整備	16
(2) 道路ネットワークの整備と幹線道路の交通安全対策の推進	17
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	18
(4) 踏切事故防止対策の推進	18
(5) 自転車利用環境の整備	19
(6) 交通需要マネジメントの推進	19
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備	20
(8) 総合的な駐車対策の推進	20
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の改善	21
2. 施策2 交通安全思想の普及徹底	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	23
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	25
(3) 交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進	28
3. 施策3 救助・救急活動の充実	
(1) 救助・救急体制の整備	29

(2) 救急医療機関との連携	30
(3) 市民や事業所との連携	30
4. 施策4 交通事故被害者等に対する支援	
(1) 交通事故被害者等に対する支援	32

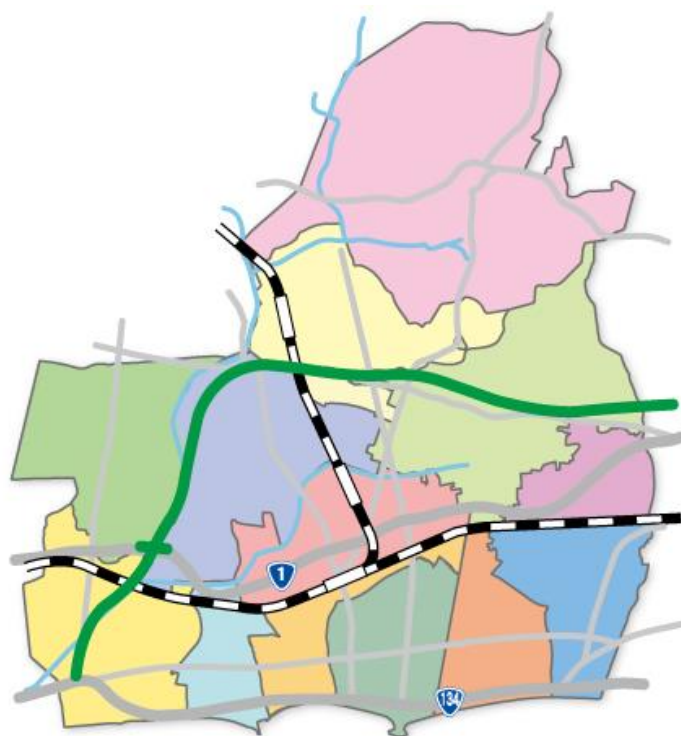
第3 推進体制

1. 計画の推進に向けた役割

(1) 市民の役割	33
(2) 茅ヶ崎警察署の役割	33
(3) 関係団体の役割	33
(4) 市の役割	33
(5) 市民との連携・協働	34

2. 推進体制

(1) 各個別施策の担当課による取り組み結果などの報告	35
(2) 報告書(案)の取りまとめ、内部評価	35
(3) 外部からの意見聴取	35
(4) 年次報告書の作成、各個別施策の担当課へのフィードバック	35



第1 第11次茅ヶ崎市交通安全計画について

1. 第11次茅ヶ崎市交通安全計画について

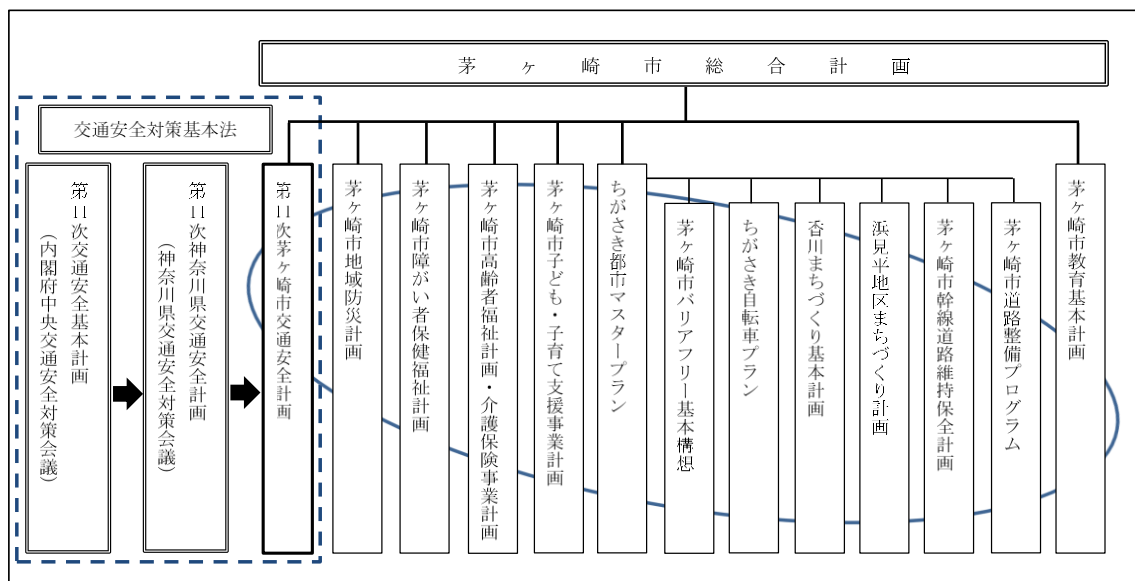
(1) 計画の趣旨

交通事故のない社会は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のためには、欠くことのできない要素であり、私たち一人ひとりの願いでもあります。

「第11次茅ヶ崎市交通安全計画」（以下「本計画」という。）は、人優先の視点に立ち、交通環境を良好に保持することにより、交通事故を防止し、交通事故死者を限りなくゼロに近づけ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目指します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法により県が定めた「第11次神奈川県交通安全計画」を基本とし、「茅ヶ崎市総合計画」とこれまで本市が進めてきた様々な交通安全施策に関する個別計画との整合性を図り、適切かつ効果的な施策を策定し、推進します。



(3) 計画の期間

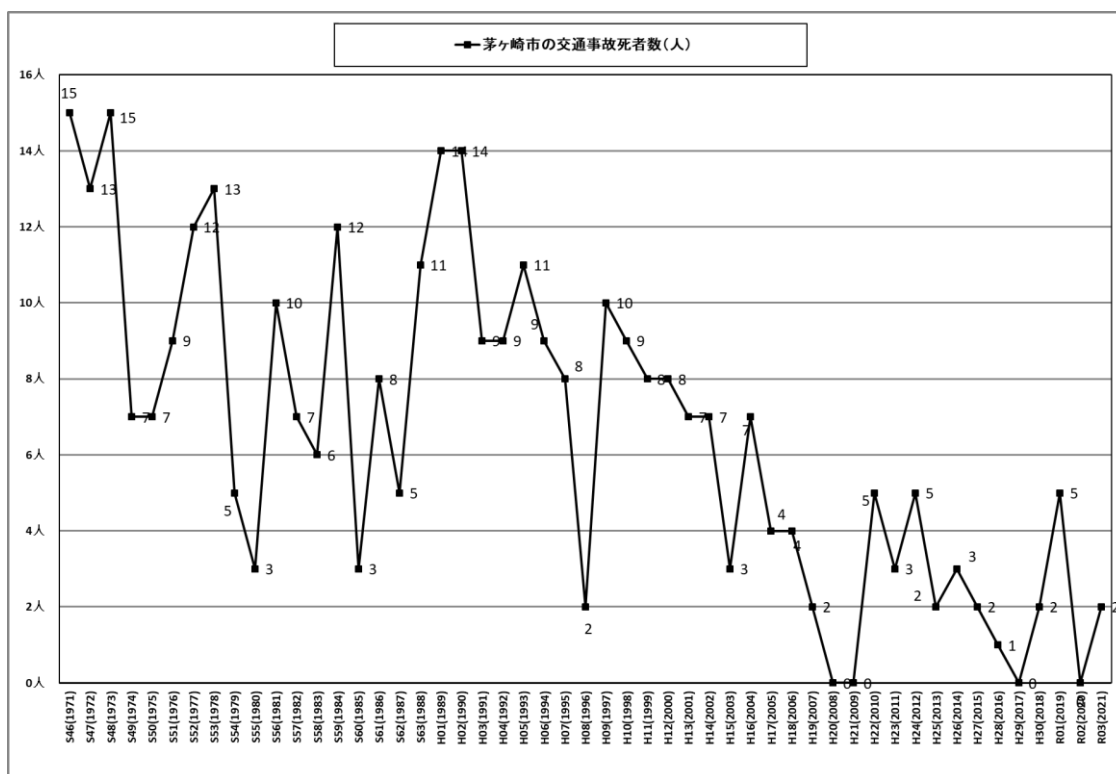
計画の終期を「第11次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）」及び「第11次神奈川県交通安全計画」に合わせ、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

2. 交通事故等の推移と第10次茅ヶ崎市交通安全計画内の振り返り

(1) 交通事故等の推移

本市の交通事故死者数については、第1次交通安全計画を策定し、交通安全対策の推進に取り組み始めた昭和46年には15人でしたが、その後、年々減少し、昭和55年には3人と、計画始期の5分の1までに減少しました。しかし、再び増加に転じ、平成元年、平成2年にはともに14人という厳しい状況になりましたが、平成3年以降は10人前後の横ばいの状態で推移し、平成13年からは減少に転じました。平成20年以降には「交通事故死ゼロ」の年も見られるようになり、現在は、5人以下の水準で推移しています。

【茅ヶ崎市の交通事故死者数の推移（昭和46年から令和3年まで）】

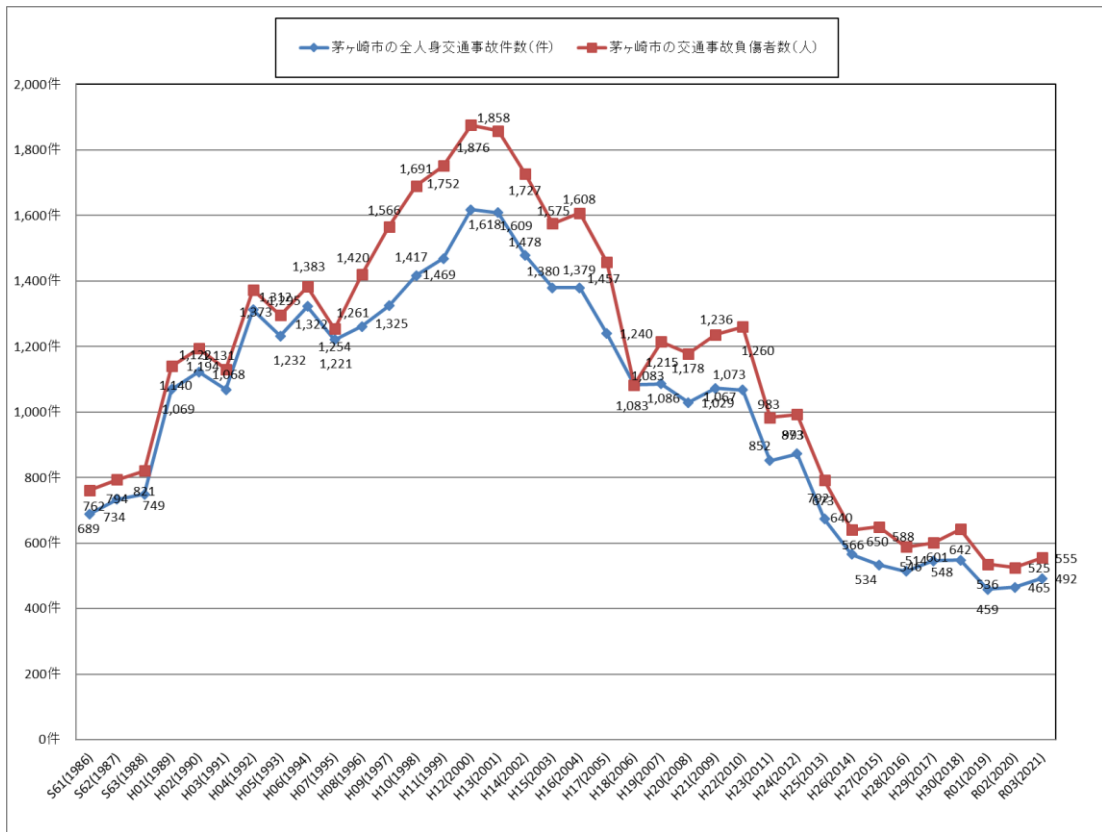


交通事故発生件数と負傷者数を見ると、件数は、平成元年より徐々に増加し、平成12年には最多の1,618件となりましたが、その後、徐々に減少傾向を示し、令和3年の発生件数は492件となっています。

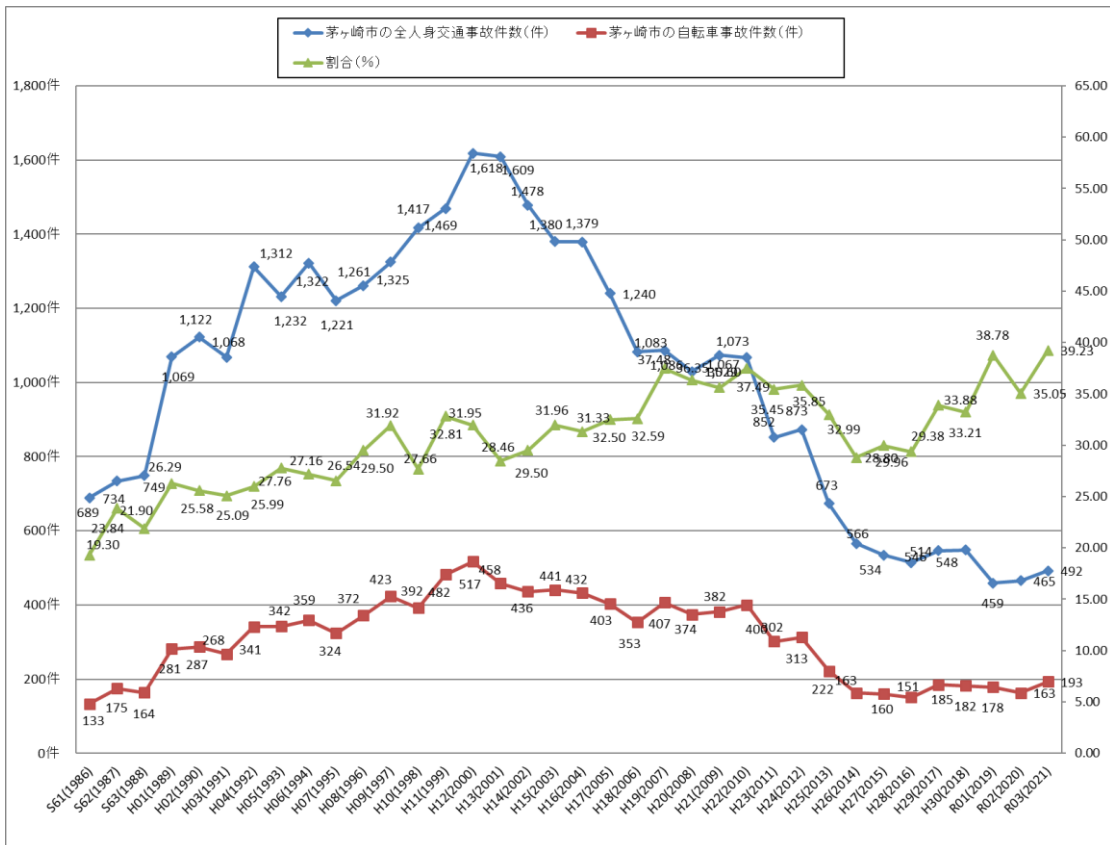
負傷者数は、昭和61年以降、増加の一途をたどり、平成12年には最多の1,876人となりました。その後、徐々に減少傾向を示し、令和3年の負傷者数は555人となっています。

その中で、全人身交通事故に占める自転車交通事故の割合は、第10次計画期間中の平均で約35%と高水準で推移しており、県内平均より3.0ポイント以上高いことから、毎年、神奈川県交通安全対策協議会より自転車交通事故多発地域に指定されている状況です。

【茅ヶ崎市の全人身交通事故件数と負傷者数の推移（昭和61年から令和3年まで）】



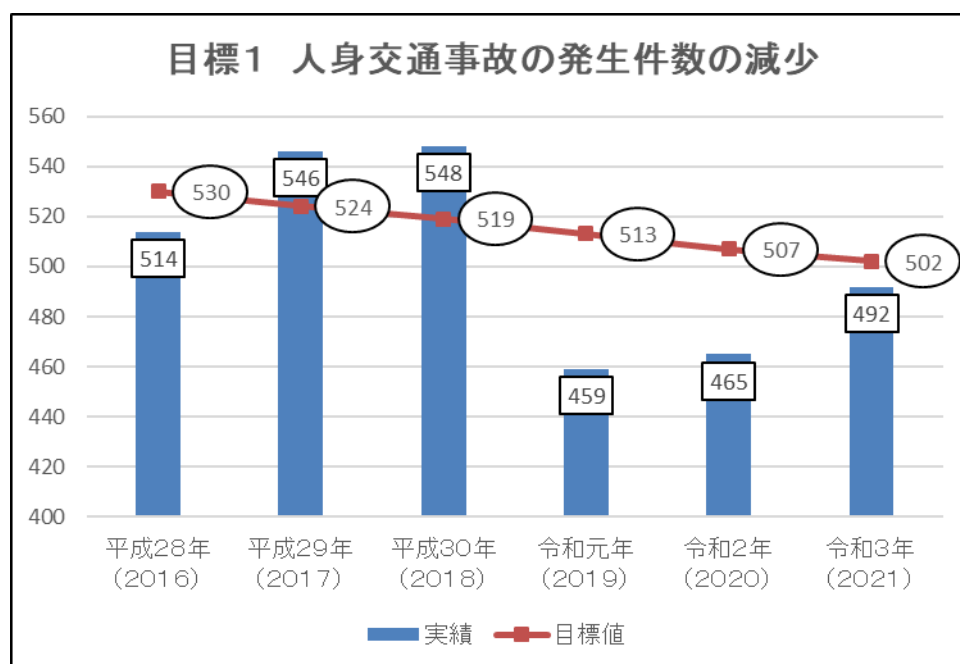
【茅ヶ崎市の全人身交通事故件数と自転車事故の推移（昭和61年から令和3年まで）】



(2) 第10次茅ヶ崎市交通安全計画の振り返り

「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」で立てた5つの目標を振り返るとともに、令和3年中の市内における交通事故等の現状をみると、次のとおりとなります。

目標1	交通事故の発生を536件から502件に減少させます。
結果	令和3年の交通事故件数は492件となり目標を達成しました。



期間中、件数の上下動があったものの、当初の目標を達成しています。

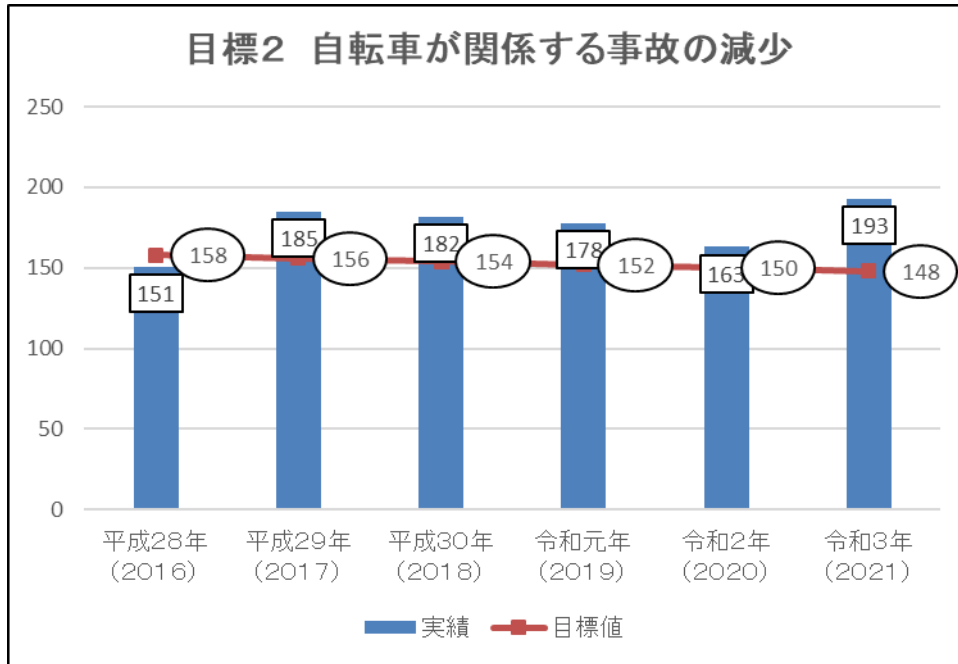
毎年、各カテゴリーに対する交通安全教育をはじめとする啓発活動を継続して実施してきた成果と考えられます。

また、年々、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」や「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」により道路交通環境の整備を進めている点、国土交通省及び警察庁より「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が定められ、自転車は車道を走行するよう道路整備の方針が示されたことを踏まえ、「第2次ちがさき自転車プラン」や「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」により自転車の走行環境の整備を進めている点や「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」により安全な歩行空間の確保に向けた整備を進めている等の成果とも考えられます。

ただし、令和元年や令和2年においては、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等が件数の減少に影響しているとも考えられます。

交通安全の啓発活動について、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を取り入れて実施していく必要があります。

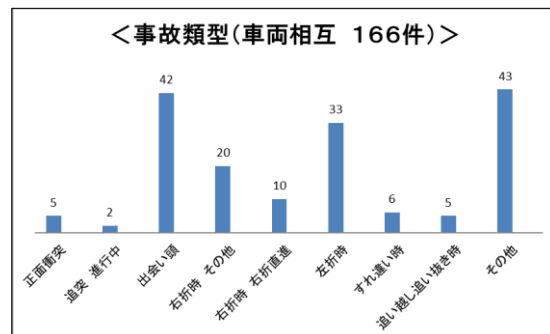
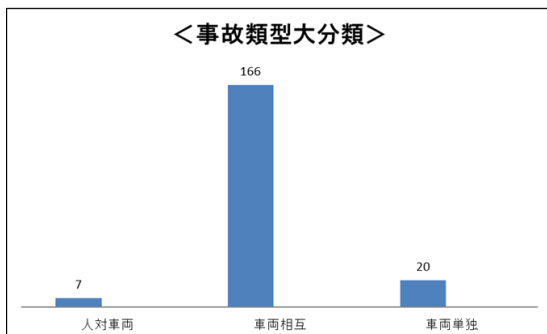
目標2	自転車に関係する事故の発生件数を160件から148件以下に減少させます。
結果	令和3年の自転車に関係する事故の発生件数は193件となり目標を達成できませんでした。



期間中、ほぼすべての年において目標を達成することができませんでした。

また、前述のとおり、全人身交通事故に占める自転車に関係する事故の割合は県内平均を大幅に上回っていることから、毎年、「自転車事故多発地域」に指定されている状況にあります。

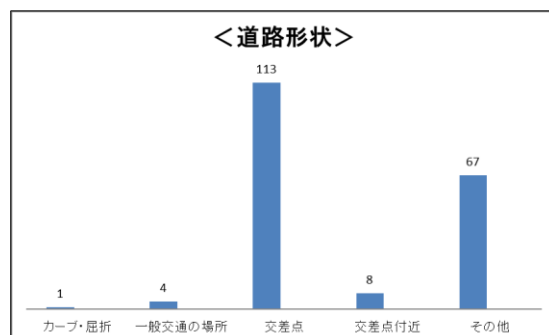
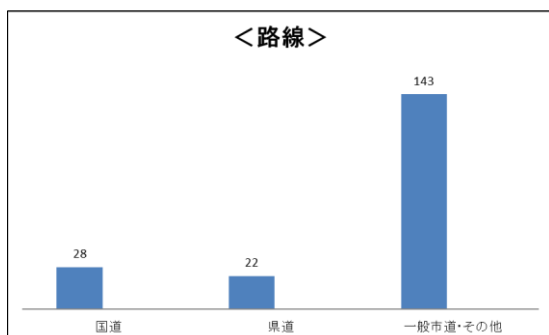
令和3年中に発生した193件を項目別にみると、以下のようになります。



9割近くが車両相互の事故となっており、そのうち、6割以上を出会い頭の事故、右左折時の事故が占めています。

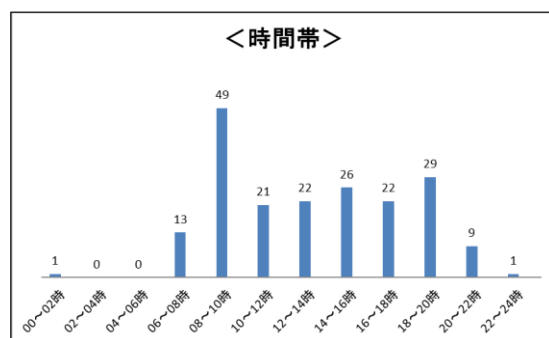
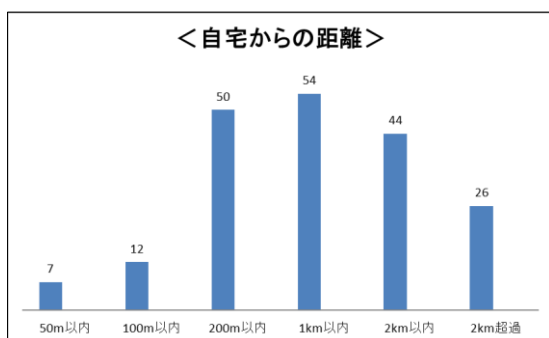
一時停止の標識がある場所に限らず、見通しのよくない場所では一旦止まり安全確認を

する必要があります。また、自動車の横をすり抜ける場合には巻き込まれるおそれ等があることから、周囲の動向に気を配る必要があります。



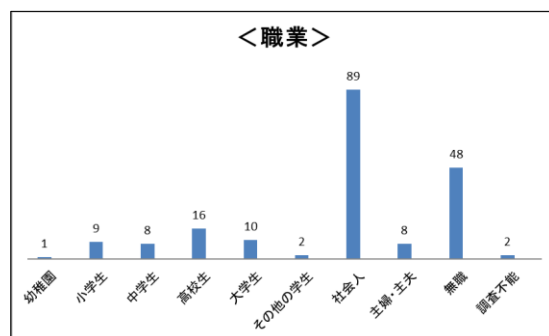
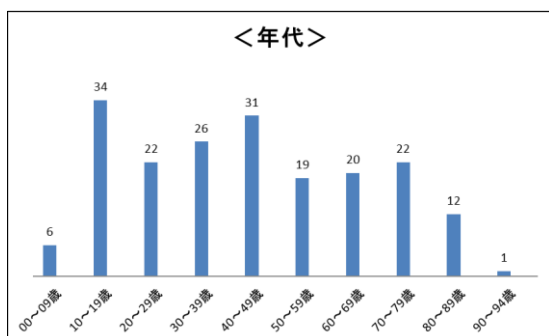
事故の発生路線としては、7割以上が一般市道となっています。また、約6割が交差点で発生しています。

このことから、国道や県道に比べて狭あいであり、また、生活道路として通行する頻度の高い一般市道においては注意が必要であり、特に、交差点における、速度減速、停止しての安全確認については、すべての道路において必要な行動と言えます。



6割以上の事故が、自宅から1キロメートル以内で発生しています。また、事故の発生した時間帯としては、8時から10時の間が最多となっています。

このことから、朝の通勤・通学という慌ただしい時間帯に、ゆとりのない中、目的地までの移動を開始して間もないところでの事故発生が多いものと思われます。



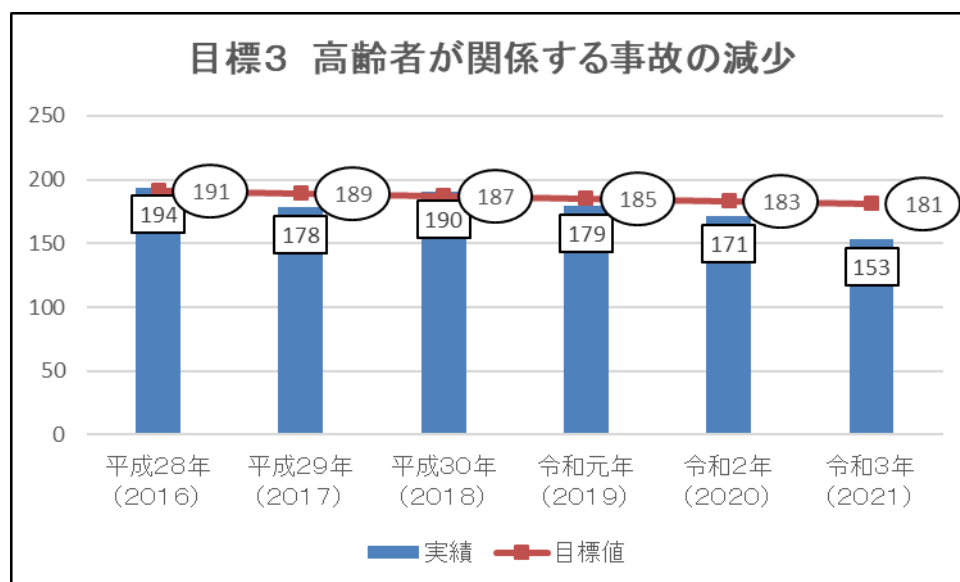
事故を起こした年代としては、10代が最多となり、次いで、40代が多くなっています。また、職業別では約5割が社会人で最多となり、次いで、無職となっており、学生の

中では高校生が最多となっています。

10代の多くは、通学に自転車を使用する高校生が占めていると思われ、社会人については、通勤とともに仕事での使用もあると思われます。

以上の振り返りを踏まえて本計画では、自転車交通事故を減少すべく、特に自転車のルールやマナーの向上に向けた啓発活動に力をいれてまいります。

目標3	高齢者が関係する事故の発生件数を193件から181件以下に減少させます。
結果	令和3年の高齢者が関係する事故の発生件数は153件となり目標を達成しました。



期間中、ほぼすべての年において目標を達成することができました。

全人身交通事故に占める高齢者が関係する事故の割合は30%台で推移しており、県内平均とほぼ同水準となっています。

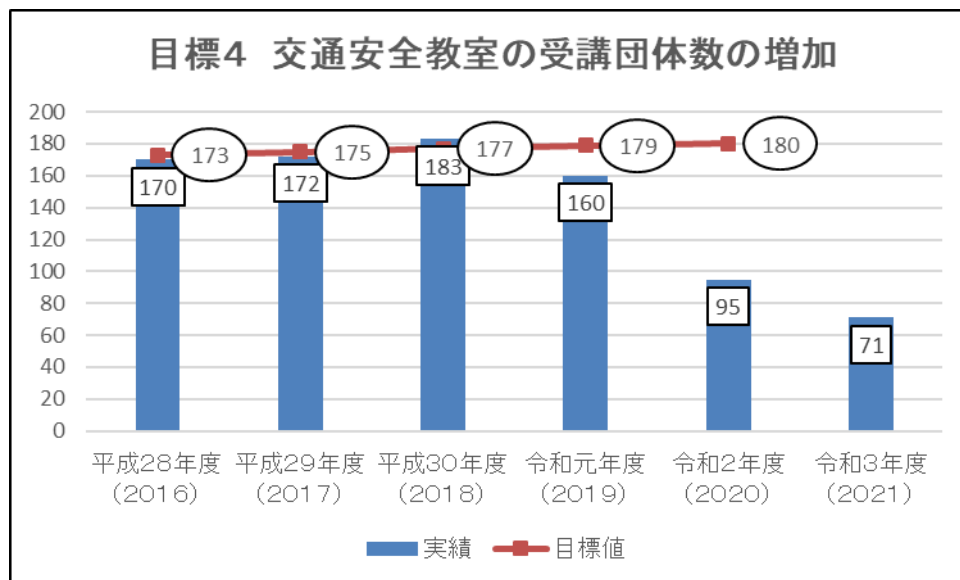
法改正等により高齢ドライバーを取り巻く環境に変化があることから、茅ヶ崎警察署等の関係団体とともに啓発活動を実施していく必要があります。

目標4	交通安全教室の受講団体を172団体から180団体に増加させます。
結果	令和3年度の交通安全教室の受講団体は71団体となり目標を達成することができませんでした。

※「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」を2年間延伸するにあたり、コロナ禍にあつて交通安全教室の実施が不透明であったことから、令和3年度、令和4年度については目

標値を定めていません。

※当初の計画最終年であった令和2年度における受講団体数の目標180団体に対して95団体という実績でした。

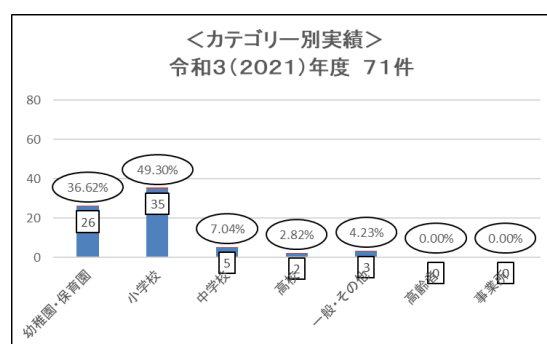
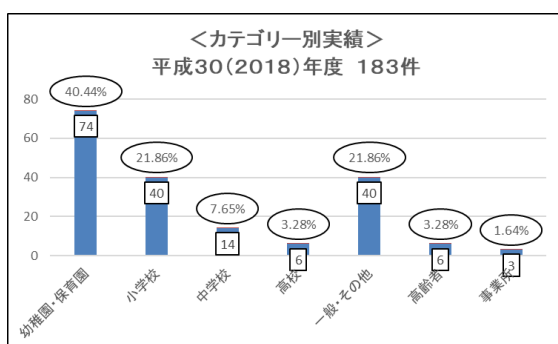


平成30年度までは、ほぼ目標値として設定した件数の交通安全教室を開催していましたが、令和元年度の後半から、新型コロナウイルス感染症の影響により、市が主催する事業・イベント等について、原則として中止または延期という方針になったことを受けて、予定していた交通安全教室の中止、延期が相次いだ結果、令和2年度には目標値を大幅に下回る件数となりました。

交通安全教室については、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会や関係団体と共に実施しています。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じたうえで開催していますが、当面は、同様の対策を実施していく必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の前後における受講団体のカテゴリー別内訳は、以下のようになります。



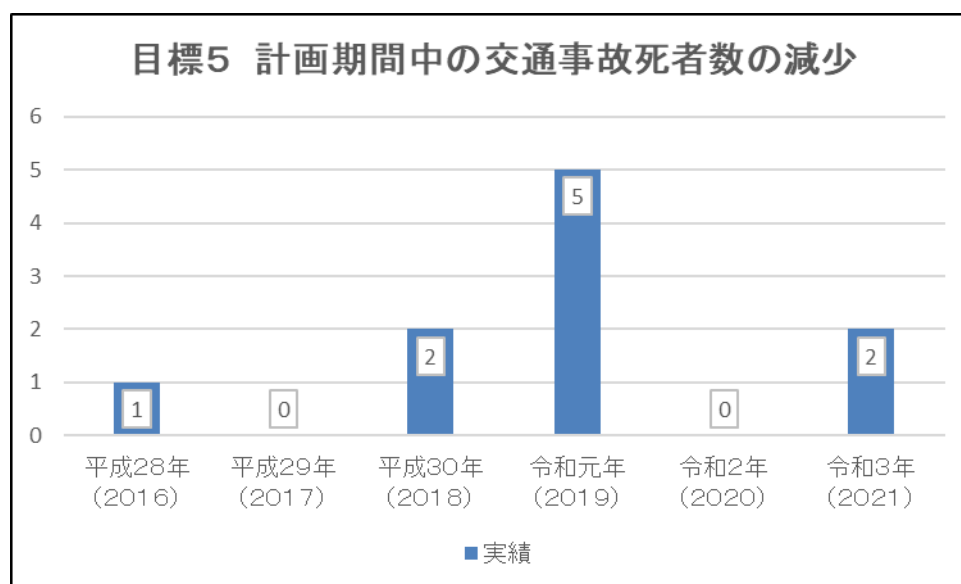
すべてのカテゴリーにおいて交通安全教室の受講団体が減少していますが、新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じたうえで実施している団体が増え始めています。

目標5	計画期間中の交通事故死者数を11人よりも減少させます。
結果	令和3年までの交通事故死者数は10人となり目標を達成しました。

※「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」を2年間延伸するにあたり、これまで5年間の基準に目標値を定めていたことから、都合7年間となる令和4年末までにおける数値を定めないこととしました。

※「第9次茅ヶ崎市交通安全計画」の計画期間である5年間で15人の交通事故死者数であったことに対して、「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」の計画期間である7年間のうち計画始期からの5年間での交通事故死者数は8人でした。



期間中、「交通事故死ゼロ」の年もあり、目標を達成することができました。

交通事故のない社会が究極の目標であるものの、一朝一夕には達成できないことから、茅ヶ崎警察署と情報交換を行い、発生状況等を把握し、今後も啓発活動を継続していきます。

3. 計画の方向性と目標

(1) 計画の方向性

交通事故等の推移及び「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」内の振り返りを踏まえると、交通事故件数は着実に減少していることから、これまでの取り組みについては一定の成果が出ていると考えられるため、「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」の方向性を継続することとします。

その中であって、自転車に関係する事故については、全人身交通事故に占める割合が高い状態で推移しており、県内平均を大幅に上回っていることや、平成16年度の開始以来、19年連続で自転車交通事故多発地域に指定されている現状があることから、最優先に取り組むべき課題であると言えます。

また、全国的にみると、園児や児童が犠牲となる交通事故が後を絶たない状況にあり、過去には、本市においても次代を担う子どものかけがえのない命が犠牲となっている事故が発生していることから、力を入れて取り組んでいく必要があります。

なお、自転車や園児、児童・生徒を含むカテゴリーごとに実施している交通安全教室について、新型コロナウイルス感染症により開催の中止や規模の縮小等の影響を受けながらも実施してきましたが、今般を機に、改めて今後における交通安全教育の必要性を考え、現状を見直すとともに、受講対象者ごとに内容を戦略的に作り替えることで、それぞれのニーズに合わせるとともに、新たな対象にもアプローチするなどの拡充を図ります。

(2) 計画の目標

計画の方向性にに基づき、本計画では次の5つの目標を掲げます。

目標1 人身交通事故の発生件数を492件から477件以下に減少させます。

人身交通事故の件数は、これまで継続してきた取り組みの成果もあり、ピーク時の4分の1程度まで減少してきましたが、これからは、急激に減少させていくことは難しいと見込まれます。

そこで、令和3年の人身交通事故の件数である492件から毎年1パーセントずつ、3年間で3パーセント程度減少させ、最終年度での目標値を477件以下とします。

そのために、以下について、新規に取り組み、また、拡充して実施します。

- ＜新規＞ 園児の保護者など、新たな層に対する啓発活動の実施
- 民間の団体や企業と連携した啓発活動の実施
- カテゴリーごとの日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用
- 自転車駐車場の考え方に関する整理

目標2 自転車に関係する事故の発生件数を193件から187件以下に減少させます。

自転車に関係する交通事故に関する目標については、「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」

において、「第9次茅ヶ崎市交通安全計画」最終年の件数から毎年1パーセントずつ減少させていく目標を立てましたが、達成することはできませんでした。

全人身交通事故に占める自転車に関する事故の割合が県内平均に比べて大幅に高いことに加え、毎年、自転車事故多発地域に指定されていることから、自転車に関する事故のデータを読み取り、発生原因や注意すべき点等について、交通安全教育をはじめとした自転車に関する啓発活動において一人でも多くの人に伝えていく必要があります。

そこで、再度、「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」と同じ基準で目標設定することとし、令和3年の自転車に関する事故の発生件数である193件から毎年1パーセントずつ、3年間で3パーセント程度減少させ、最終年度での目標値を187件とします。

そのために、以下について、新規に取り組み、また、拡充して実施します。

<新規> 園児の保護者など、新たな層に対する啓発活動の実施

民間の団体や企業と連携した啓発活動の実施

生徒と連携した啓発活動の実施

カテゴリーごとの日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用

チリリンスクールの実施

<拡充> 市内の事業所等を対象とした交通安全教室の実施

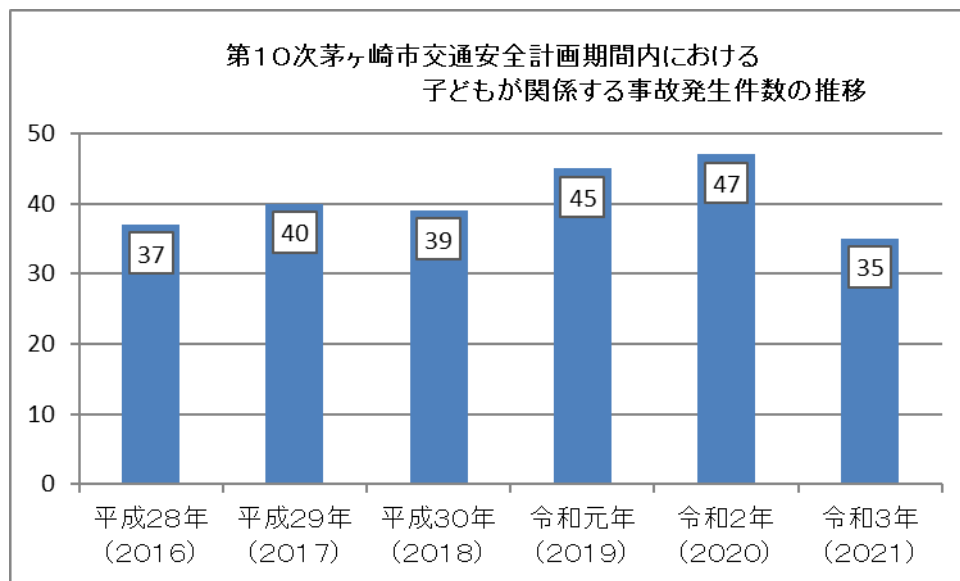
交通安全意識の高揚のため事故実演「スケアード・ストレイト」の実施

自転車ルール講習会の実施

目標3 子ども（※）が関係する事故の発生件数を毎年40件以下に抑えます。

※本目標における子どもとは、中学校又は小学校（相当する特別支援学校を含む。）に通学中の者及び6歳未満の者としています。

「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」期間内における子ども関係する事故の発生件数の推移は以下のとおりです。



期間内を平均すると、1年あたり40.5件という数字になりました。

そこで、新たに計画期間内においては、毎年、「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」期間内の平均値以下となる40件以内に抑えることを目標とします。

そのために、以下について、新規に取り組み、また、拡充して実施します。

<新規> 園児、児童・生徒の保護者に対する啓発活動の実施

園児、児童・生徒の日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用

<拡充> 交通安全意識の高揚のため事故実演「スケアード・ストレイト」の実施

目標4 交通安全教室の新規受講団数を3年間で15団体にします。

これまで、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、企業等のカテゴリーごとに交通安全教室を実施し、それぞれの受講団体は定期的に開催するようになり、交通安全知識の定着が図られてきました。

しかしながら、市や茅ヶ崎警察署に届く苦情や交通事故のデータからすると、まだアプローチしていない層が浮かび上がってくることから、これまでに交通安全教室を実施していない団体などにアプローチしていく必要があると考えます。

そこで、新規開拓を試み、新たに交通安全教室を受講する団体を毎年5団体ずつ、3年間で15団体を目標とします。

なお、今後の交通安全教室の展開については、「茅ヶ崎市実施計画2025」における「交通安全啓発事業」において示している2025年の姿を意識したものとします。

そのために、以下について、新規に取り組み、また、拡充して実施します。

<新規> 園児の保護者など、新たな層に対する啓発活動の実施

民間の団体や企業と連携した啓発活動の実施

目標5 計画期間中の交通事故死者数を5人以下にします。

「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」においては、「第9次茅ヶ崎市交通安全計画」における計画期間中の交通事故死者数の目標値である11人を下回ることができなかったことから、目標値を継続することとして様々な啓発活動を行った結果、計画期間中における交通事故死者数は10人となりました。

そこで「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」が計画期間7年で交通事故死者数が10人であったことから、本計画の期間が3年であることをふまえ、5人を下回れることを目標とします。

そのために、以下について、新規に取り組み、また、拡充して実施します。

<新規> 園児の保護者など、新たな層に対する啓発活動の実施

民間の団体や企業と連携した啓発活動の実施

カテゴリーごとの日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用

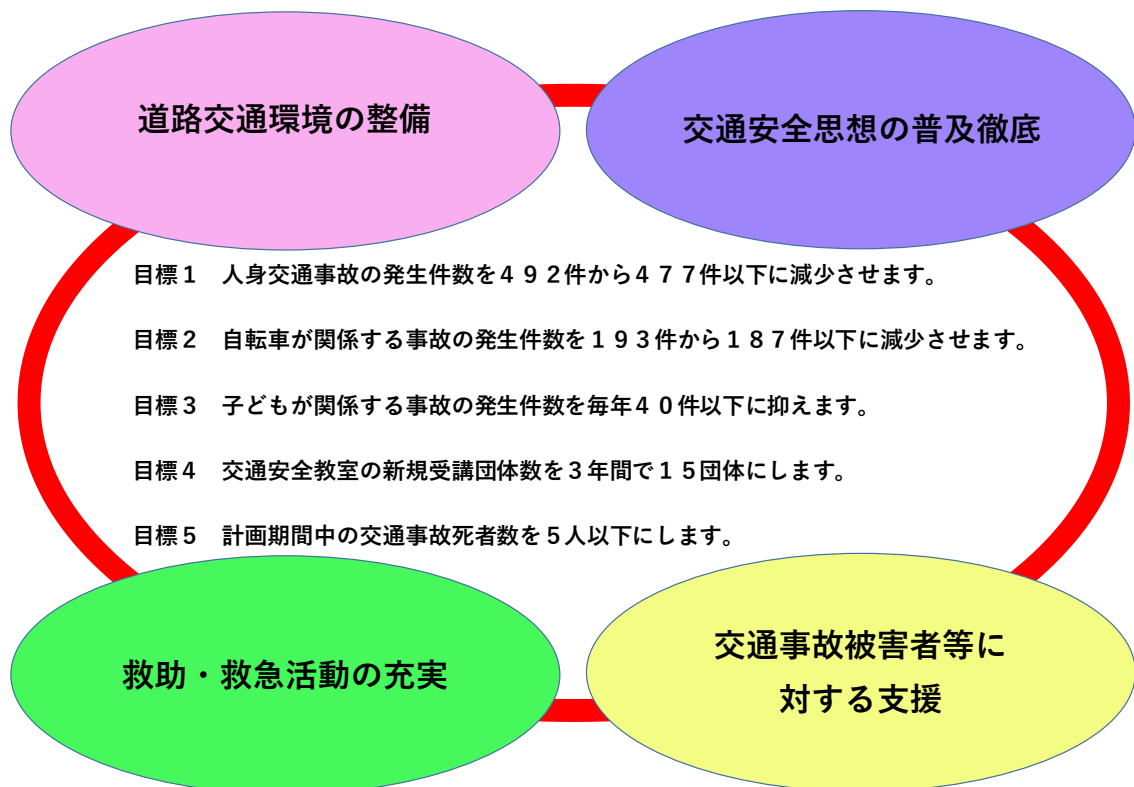
4. 施策と個別施策の体系

(1) 目標達成のための施策

交通事故の発生件数や交通事故死者数を減らすためには、ハード、ソフト両面からの幅広い取り組みを進める必要があります。併せて、交通事故死者数を減らすには、交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるための救助・救急体制の整備などの取り組みも必要となります。さらには、深い悲しみやつらい体験をした交通事故被害者等を支援することや経験のない事故に関する相談体制を充実させる取り組みも必要となります。

本計画の目標の達成に向けては、これらの取り組みを複合的に進めなければならないため、次の4つの交通安全施策に整理し、実施します。

- 施策1 道路交通環境の整備
- 施策2 交通安全思想の普及徹底
- 施策3 救助・救急活動の充実
- 施策4 交通事故被害者等に対する支援



(2) 個別施策

具体的な取り組みとなる個別施策をまとめると、次のとおりとなります。

施策1 道路交通環境の整備

(1)安全で安心な歩行空間の整備	①生活道路における交通安全対策の推進
	②通学路等における交通安全の確保
(2)道路ネットワークの整備と幹線道路の交通安全対策の推進	①歩行空間の整備
	②適切に機能分担された道路網の整備
	③道路交通環境の改善
(3)交通安全施設等の整備事業の推進	①事故多発地点の重点的整備
	②交通安全施設等の適切な維持管理
	③道路交通環境整備への地域情報の活用
(4)踏切事故防止対策の推進	①踏切事故防止対策の推進
(5)自転車利用環境の整備	①自転車利用を促進するまちづくり
	②自転車駐車場の整備
(6)交通需要マネジメントの推進	①公共交通機関利用の促進
(7)災害に備えた道路交通環境の整備	①避難と復旧を支える道路の整備
	②狭あい道路の整備促進
(8)総合的な駐車対策の推進	①秩序ある駐車対策の推進
	②自動車駐車場の整備
	③自転車等の放置防止対策
	④違法駐車締め出し気運の醸成・高揚
(9)交通安全に寄与する道路交通環境の改善	①道路占用の適正化等
	②子どもの遊び場等の確保

施策2 交通安全思想の普及徹底

(1)段階的かつ体系的な交通安全教育	①幼児に対する交通安全教育
	②小学生に対する交通安全教育
	③中学生に対する交通安全教育
	④高校生に対する交通安全教育
	⑤成人に対する交通安全教育
	⑥高齢者に対する交通安全教育
	⑦障がい者に対する交通安全教育
(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	①交通安全市民運動の推進
	②高齢者事故の防止運動の推進
	③自転車の安全利用の促進
	④二輪車事故防止運動の推進
	⑤飲酒運転根絶運動の推進

	⑥全ての座席におけるシートベルト等の正しい使用の徹底
	⑦反射材の普及促進
	⑧効果的な広報の実施
	⑨その他の普及啓発活動の推進
(3)交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進	①民間団体や企業との連携

施策3 救助・救急活動の充実

(1)救助・救急体制の整備	①救助体制の整備・充実
	②救急活動における応急処置等の充実
	③大規模交通事故等における応援体制の推進
	④救助・救急資機材整備の促進
	⑤救助・救急隊員の教育訓練の充実
	⑥救急救命士の資質の向上
	⑦交通事故等の負傷者の医療情報の把握
(2)救急医療機関との連携	①負傷者の搬送体制に関する連携・強化
(3)市民や事業所との連携	①応急手当の普及啓発の推進

施策4 交通事故被害者等に対する支援

(1) 交通事故被害者等に対する支援	①交通事故被害者等に対する支援
--------------------	-----------------



第2 交通安全施策の推進について

1. 施策1 道路交通環境の整備

本市の交通安全施策については、本市の都市づくりの将来像を定め、その実現に向けた方向性を示す「ちがさき都市マスタープラン」のもと、様々な個別計画に沿って推進してきました。

しかし、道路交通環境については、未だに交通渋滞や歩行者・自転車の安全性等の面で多くの問題を抱えています。交通事故防止の観点から、幹線道路から住居系地域内の道路に至るまでの道路交通網を適切に機能分担し、安全な道路交通網の体系整備を進めるとともに、狭あい道路の環境整備を推進し、安全な道路交通環境を形成します。

交通安全施設等の整備にあたっては、警察等の関係機関と連携して、交通事故の多発等の問題が生じている箇所を重点的に進めます。

そのほか、道路交通の円滑化を図るため、輸送効率の向上や交通量の時間的空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM（※））施策を総合的に推進します。

※TDM：Transportation Demand Management の略 道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法

（1）安全で安心な歩行空間の整備

安全で安心な歩行空間を確保し、『人優先』の視点に立った交通安全対策を推進します。

施策No.	1-(1)-①	生活道路における交通安全対策の推進
-------	---------	-------------------

【道路管理課】

住宅街や商業地域の生活道路は、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安心して外出できるように、誰もが利用しやすい道路環境の整備、狭あい道路の解消等の対策を進めます。

<継続>

◇道路の整備

◇損傷している道路の舗装修繕

施策No.	1-(1)-②	通学路等における交通安全の確保
-------	---------	-----------------

【学務課】【安全対策課】【道路建設課】【道路管理課】

子どもの通学・通園時の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携し、歩道整備や路面標示による車両の速度抑制等、道路状況にあった適切な対策を講ずるとともに、交通安全施設の定期的な点検や見直しを行います。

<継続>

◇歩行空間の整備

◇看板設置による車両の速度抑制

◇路面標示による車両への注意喚起

◇茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議における交通安全対策の調査・検討

(2) 道路ネットワークの整備と幹線道路の交通安全対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑で快適な交通環境を確保するため、幹線道路から住居地域内道路への道路ネットワークを整備するとともに、改築時に道路環境の整備を進めます。

施策No.	1-(2)-①	歩行空間の整備
-------	---------	---------

【安全対策課】【道路建設課】【道路管理課】【拠点整備課】【公園緑地課】

既存道路における、歩行者の交通事故の危険性の高い区間で、歩道の整備や無電柱化、自転車等の放置防止等により歩行空間の整備を進めます。

<継続>

◇歩道の整備

◇重点整備地区等でのバリアフリー対応

◇無電柱化の検討

◇街路樹の適正な管理

◇放置自転車等の撤去による歩行空間の確保

◇自転車駐車場の管理運営

施策No.	1-(2)-②	適切に機能分担された道路網の整備
-------	---------	------------------

【安全対策課】【都市政策課】【道路建設課】【建設総務課】

既存道路については、通過交通の抑制と交通の効果的な分散や、道路機能の細分化により、道路網の整備を進めます。

<継続>

◇通過交通の抑制、渋滞解消を図る道路網の整備

◇交通規制による交通渋滞の解消

◇国・県所管事業を円滑に推進するための連絡調整

施策No.	1-(2)-③	道路交通環境の整備
-------	---------	-----------

【安全対策課】【道路建設課】【道路管理課】

既存道路について、歩行空間の確保、交通事故の防止、交通渋滞の解消等を進めるため、改築により道路交通環境を整備します。

<継続>

◇道路の整備

◇交差点改良による交差点付近における交通事故防止と交通渋滞改善

◇交通安全注意喚起看板の設置

◇道路照明灯等の交通安全施設の整備

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

交通事故が多発している道路や緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、交通安全施設等を整備し、円滑で安全な交通環境の確立を図ります。

施策No.	1-(3)-①	事故多発地点の重点的整備
-------	---------	--------------

【道路管理課】

道路の構造等に応じて、カーブミラー、道路照明灯、区画線、路面標示等の交通安全施設の整備や信号機設置に伴う滞留スペースの確保等、事故が多発する交差点の改善を重点的に実施します。

<継続>

◇交通安全対策の実施

施策No.	1-(3)-②	交通安全施設等の適切な維持管理
-------	---------	-----------------

【道路管理課】

交通安全施設の老朽化による機能低下は、事故抑止効果の低減につながることから、機能向上を進めるとともに、既存の交通安全施設等の適切な点検と維持管理に努めます。

<継続>

◇交通安全施設の点検・維持管理

施策No.	1-(3)-③	道路交通環境整備への地域情報の活用
-------	---------	-------------------

【学務課】【安全対策課】【道路管理課】

交通安全の課題は、地域住民の生活と密接に関係するため、沿道の住民のニーズや道路の利用実態、交通量の実態等を把握し、地域の実情に合わせた柔軟な交通環境の整備を推進する必要があります。そこで、生活道路や通学路における危険箇所や交通安全施設の老朽化等について、地域自治会や学校関係者、保護者等からの情報を収集し、活用します。

<継続>

◇通学路改善提案調書による情報収集

◇市民や自治会等からの情報収集

◇茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議における交通安全対策の調査・検討

(4) 踏切事故防止対策の推進

踏切事故の重大性から、鉄道事業者と連携し、踏切道の改良を進め、踏切事故の防止を図ります。

施策No.	1-(4)-①	踏切事故防止対策の推進
-------	---------	-------------

【道路管理課】【都市政策課】

踏切事故を防ぐために、踏切道及び周辺道路について、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画(踏切対策計画)」に基づき、必要に応じた整備等を進めます。

<継続>

◇「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（踏切対策計画）」に位置づけられた各事業の実施の検討

（５）自転車利用環境の整備

本市では、「人と環境にやさしい自転車のまち茅ヶ崎」を目指して、「人」と「自転車」が共存することができる自転車利用環境の整備を進めます。

施策No.	1-(5)-①	自転車利用を促進するまちづくり
-------	---------	-----------------

【都市政策課】【道路管理課】

歩行者・自転車の安全な通行を考慮し、安全で快適な交通空間を確保するよう、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」に基づいて、既存の幹線道路における自転車走行空間の整備を推進します。

<継続>

◇既存の幹線道路の整備・改善

施策No.	1-(5)-②	自転車駐車場の整備
-------	---------	-----------

【安全対策課】

自転車駐車場については、駅周辺地域への設置を進めてきましたが、今後は、既存駐車場のサービス改善等の維持管理に努めます。

また、一定規模の施設の管理者に対しては、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づき、自転車駐車場の設置を義務付けています。

なお、有料市営自転車駐車場について、建物の耐用年数、利用者の利便性向上、新型コロナウイルス感染症の流行により利用者が減少してから未だに鈍い回復傾向にある現状等、解消すべき問題があることから、今後の自転車利用のニーズに合った、市の自転車駐車場再整備について検討していきます。

《新規》

◇市場調査、利活用の検討

◇指定管理の考え方について整理

<継続>

◇自転車等駐車場の利便性向上

（６）交通需要マネジメントの推進

自動車から公共交通への利用転換の促進等、円滑な交通環境の確保に向けて、交通需要マネジメント（TDM）を推進します。

施策No.	1-(6)-①	公共交通機関利用の促進
-------	---------	-------------

【都市政策課】

コミュニティバスや予約型乗合バスの運行、ノンステップバスの導入、鉄道やバス等における乗り継ぎ利便性の向上、サイクルアンドバスライドの適正管理等、公共交通を利用しやすい環境づくりに努めます。併せて、コミュニティバスの利用促進キャンペーンを実施する等、公共交通を身近な足として感じていただき、自動車からの利用転換を促す取り組みを進めていきます。

<継続>

- ◇コミュニティバスの運行改善
- ◇サイクルアンドバスライドの適正管理及び周知
- ◇ノンステップバスの導入促進
- ◇公共交通間の乗り継ぎ利便性向上に向けた公共交通事業者との協議・実施

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害時においては、避難や復旧活動のために安全な道路交通を確保することが重要となります。本市には狭あいな生活道路が多く、緊急時の迅速な対応が困難になることが予測されるため、災害に備えた道路交通環境の整備を進めます。

施策No.	1-(7)-①	避難と復旧を支える道路の整備
-------	---------	----------------

【道路建設課】

災害時において、緊急輸送の確実性、迅速性を強化するため、緊急輸送道路を補完する道路の整備を進めます。

<継続>

- ◇災害に強い道路網の整備

施策No.	1-(7)-②	狭あい道路の整備促進
-------	---------	------------

【道路管理課】

緊急活動の円滑化のため、狭あい道路の整備を進めます。

<継続>

- ◇狭あい道路の整備

(8) 総合的な駐車対策の推進

違法駐車等の指導・啓発や自動車駐車場の整備等により、違法駐車等の防止を推進します。

施策No.	1-(8)-①	秩序ある駐車対策の推進
-------	---------	-------------

【安全対策課】

「茅ヶ崎市違法駐車等防止条例」に基づき、茅ヶ崎駅周辺の違法駐車等防止重点地域において、市民への指導・啓発活動を行います。

<継続>

- ◇違法駐車等防止の啓発指導

施策No.	1-(8)-②	自動車駐車場の整備
-------	---------	-----------

【安全対策課】

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づき、中心市街地や茅ヶ崎駅周辺の大型店や一定規模以上の開発行為に対し、自動車駐車場の整備を義務付けています。

既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場情報を市公式ホームページやパンフレット等により市民へ周知を図ります。

<継続>

◇開発行為に対する指導

◇駐車場情報の周知

施策No.	1-(8)-③	自転車等の放置防止対策
-------	---------	-------------

【安全対策課】

「茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例」により、自転車利用者、事業者等がそれぞれの責務を遵守するよう、自転車等放置防止の広報啓発活動を重点的に展開します。

<継続>

◇放置自転車等禁止区域での啓発指導

◇違法駐車等追放強化月間における街頭キャンペーンの実施

施策No.	1-(8)-④	違法駐車締め出し気運の醸成・高揚
-------	---------	------------------

【安全対策課】

違法駐車追放には、市民の理解と協力を得ながら違法駐車追放気運の醸成を図ることが大切です。毎年10月の「違法駐車追放強化月間」に、違法駐車等防止街頭キャンペーンを関係機関・団体等と連携して実施し、違法駐車防止運動を展開します。

<継続>

◇違法駐車等追放強化月間における街頭キャンペーンの実施

(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の改善

安全な歩行・通行空間を確保するために、道路占用を適正に行うとともに、子どもの交通事故を防止するために、子どもの遊び場を確保します。

施策No.	1-(9)-①	道路占用の適正化等
-------	---------	-----------

【道路管理課】

道路占用の適正化や道路の不法占用の防止により良好な道路交通環境の整備を進めます。

<継続>

◇道路の不法占用の排除

施策No.	1-(9)-②	子どもの遊び場等の確保
-------	---------	-------------

【青少年課】【公園緑地課】

子どもの交通事故の防止のため、公園や青少年広場の整備等を推進し、子どもが道路で遊ばないような環境を整えることにより、交通事故の防止を図ります。

<継続>

- ◇公園の整備・運営
- ◇青少年広場の運営
- ◇小学校ふれあいプラザの運営
- ◇子どもの家の運営

2. 施策2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重と、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全に貢献できる社会性を育成するために重要な意義があります。

このため、家庭、学校、職場、地域で、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育が効果的に行われるよう、関係機関・団体相互の連携を強化し、幼児から高齢者までの年齢段階に応じた体系的な交通安全教育の推進を図ります。

幼児に対する教育は、生涯にわたる交通安全教育の出発点であり、その後の人間形成の基礎を培うための重要な役割を担うことから、幼稚園・保育園等の関係機関・団体はもとより、地域における教育力を活用した施策も推進します。

また、高齢化の急速な進展による高齢者の社会参加の増加等に対応するため、高齢者の行動特性に配慮した交通安全教育を推進します。

また、子ども、父母、祖父母の各世代が交流し、交通安全の「ひとこえ」をかけあう気運を醸成し、効果的な交通安全教育・普及啓発活動の推進に努めます。

さらに、家庭において、交通安全、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上について、家族で一緒に考え、話し合うことで、交通安全意識が高まるよう啓発を推進します。

本市は、毎年、「自転車交通事故多発地域」に指定されていることから、自転車のルール遵守やマナーの向上に向けた啓発活動を関係機関・団体と連携して取り組み、自転車事故の撲滅に努めます。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

子どもから大人まで幅広い層を対象にすき間のない交通安全教育を行います。

施策No.	2-(1)-①	幼児に対する交通安全教育
-------	---------	--------------

【安全対策課】

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を身に付けさせるとともに、日常生活において必要な基本的技能と知識を習得させることを目標とします。

《新規》

◇園児の保護者に対する啓発活動の実施

◇園児の日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用

<継続>

◇幼稚園や保育園での交通安全教室の実施

◇保護者や地域の大人等が交通安全の「ひとこえ」をかける環境の推進

施策No.	2-(1)-②	小学生に対する交通安全教育
-------	---------	---------------

【安全対策課】【都市政策課】

市内の各小学校と連携して交通安全教室を実施します。

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者や自転車の利用者として必要な技能と知識の習得により、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

《新規》

- ◇児童の保護者に対する啓発活動の実施
- ◇児童の日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用

<継続>

- ◇新入学児童を対象とした、安全な歩き方に関する交通安全教室の実施
- ◇学校や保護者と連携した、安全な自転車の乗り方に関する交通安全教室の実施
- ◇「自転車止まれステッカー大作戦」の実施

施策No.	2-(1)-③	中学生に対する交通安全教育
-------	---------	---------------

【安全対策課】

市内の各中学校と連携して交通安全教室を実施します。

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するため必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できる人材の育成を目標とします。

《新規》

- ◇生徒の保護者に対する啓発活動の実施

《拡充》

- ◇交通安全意識の高揚のための事故実演「スケアード・ストレイト」の実施

<継続>

- ◇学校や保護者と連携した、安全な自転車の乗り方等に関する交通安全教室の実施
- ◇暴走族加入阻止の呼びかけの実施

施策No.	2-(1)-④	高校生に対する交通安全教育
-------	---------	---------------

【安全対策課】

市内の各高等学校と連携して交通安全教室を実施します。

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得し、交通社会の一員として責任を持って行動できる健全な社会人の育成を目標とします。

《新規》

- ◇民間企業と連携した交通安全教室の実施
- ◇生徒と連携した啓発活動の実施

<継続>

- ◇学校や保護者と連携した、安全な自転車の乗り方等に関する交通安全教室の実施
- ◇暴走族加入阻止の呼びかけの実施

施策No.	2-(1)-⑤	成人に対する交通安全教育
-------	---------	--------------

【安全対策課】

運転者については、社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識や技術、特に、危険予知や回避能力の向上、交通事故被害者の心情をはじめとする交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識や交通マナーの向上を目標とします。

《新規》

- ◇市内の事業所等を対象とした交通安全教室の実施
- ◇民間企業と連携した交通安全教室の実施
- ◇チリリンスクールの実施
- <継続>
- ◇自転車ルール講習会の実施

施策No.	2-(1)-⑥	高齢者に対する交通安全教育
-------	---------	---------------

【安全対策課】

加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解し、道路や交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能と交通ルール等の知識の習得を目標とします。

《新規》

- ◇民間の団体や企業と連携した交通安全教室の実施
- ◇高齢者の日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用
- <継続>
- ◇シルバードライビングスクールの実施

施策No.	2-(1)-⑦	障がい者に対する交通安全教育
-------	---------	----------------

【安全対策課】

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用する等、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。その際には、可能な限り、傾向等を把握し、どのような教育ができるか模索し「誰もが安全で安心した生活を送ることができる」ことを目指します。

《新規》

- ◇障がい者の日常に潜む危険事例の収集、教材としての活用の検討

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

他者へのおもいやりの精神を育むことができるよう、あらゆる機会や広報媒体を活用し、市民の心に訴える啓発活動を行います。

施策No.	2-(2)-①	交通安全市民運動の推進
-------	---------	-------------

【安全対策課】

市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、市民参加による取り組みを推進するため、茅ヶ崎市交通安全対策協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的かつ継続的に展開します。

交通安全運動の重点としては、高齢者や子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間、薄暮時における交通事故防止、二輪車・自転車の交通事故防止、違法駐車及び放置自転車・バイクの追放、暴走族の追放、飲酒運転の根絶等の目標を設定します。

<継続>

◇春・夏・秋・年末の各季の交通安全運動を展開し、「交通安全のひとこえ」をかけあう運動の推進

◇市民総ぐるみ運動の推進体制の強化

施策No.	2-(2)-②	高齢者事故の防止運動の推進
-------	---------	---------------

【安全対策課】

高齢運転者の増加や、高齢者の社会参加への機会の増大と活発化により、高齢者の事故発生件数が、今後ますます増加することが予測されることから、高齢者交通事故防止運動を、年間を通じて推進します。

<継続>

◇運転免許証の自主返納制度の周知

施策No.	2-(2)-③	自転車の安全利用の促進
-------	---------	-------------

【安全対策課】

歩行者に配慮した自転車利用、車道の右側通行の禁止、無灯火走行の防止、傘さし運転やスマートフォン・イヤホン等を使用しながら運転することの危険性の周知等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動により、交通マナーの向上と自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為の防止を推進します。

また、改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者についてヘルメットの着用が努力義務となることから、更なる着用促進の活動を推進します。

《拡充》

◇自転車ルール講習会の実施

◇新たな「自転車安全利用五則」の活用等による自転車交通ルールの周知徹底

◇自転車用ヘルメット着用の促進

<継続>

◇自転車マナーアップ運動の推進

◇無灯火自転車の撲滅運動の推進

◇T S マークの普及、自転車損害賠償保険への加入促進

施策No.	2-(2)-④	二輪車事故防止運動の推進
-------	---------	--------------

【安全対策課】

関係機関・団体等が連携し、二輪車事故を防止するための広報啓発活動を推進します。

<継続>

◇横断幕掲出等による啓発

施策No.	2-(2)-⑤	飲酒運転根絶運動の推進
-------	---------	-------------

【安全対策課】

重大事故をもたらす飲酒運転の根絶に向け、関係機関・団体等が一体となり、飲酒運転根絶運動を展開し、飲酒運転による事故の防止を図ります。

<継続>

◇巡視活動の実施等によるハンドルキーパー運動の普及啓発

施策No.	2-(2)-⑥	全ての座席におけるシートベルト等の正しい使用の徹底
-------	---------	---------------------------

【安全対策課】

シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用方法についての理解を深め、着用の推進を図ります。

<継続>

◇関係機関・団体等の連携・協力のもと、あらゆる機会を捉えた積極的な普及活動の展開

◇家庭、学校、職場、地域等が一体となった着用運動の推進

施策No.	2-(2)-⑦	反射材の普及促進
-------	---------	----------

【安全対策課】

夜間における歩行者、特に高齢者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を推進します。

<継続>

◇反射材利用の啓発

施策No.	2-(2)-⑧	効果的な広報の実施
-------	---------	-----------

【安全対策課】

交通事故の実態を踏まえ、ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等の広報媒体を活用して、交通安全の広報について計画的に推進します。

<継続>

◇公共施設等において交通安全啓発の推進

◇市広報紙に加えて、ラジオ等、報道機関の協力を得た各季の交通安全運動の広報

◇市公式ホームページや交通関連情報の提供

施策No.	2-(2)-⑨	その他の普及啓発活動の推進
-------	---------	---------------

【安全対策課】

交通安全日（毎月1日、15日）を中心にあらゆる機会を捉えて、交通安全の普及啓発活動を推進します。

<継続>

◇交通安全日パトロールの実施

◇夜間の重大事故の主な原因となっている速度違反、飲酒運転等による事故の実態や危険性の周知

◇薄暮時における自動車の前照灯の早期点灯の徹底の推進

◇自転車への反射材の取り付けの促進

（3）交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進

交通指導員の活動の促進、また、交通安全活動が効果的に行われるよう必要な支援を行います。

また、民間団体や事業所等に対して交通安全教育や広報活動が効果的、積極的に行われるよう交通安全運動等の様々な機会を利用して働きかけを行います。

施策No.	2-(3)-①	民間の団体や企業との連携
-------	---------	--------------

【安全対策課】

市内外の交通安全関係機関で構成する茅ヶ崎市交通安全対策協議会による、交通安全運動を中心とした啓発活動を実施します。

また、交通安全に関する専門的な知識や技術等を持ち合わせている民間の団体や企業と連携して交通安全教室を実施します。

《新規》

◇民間の団体や企業と連携した交通安全教室の実施

<継続>

◇交通安全・防犯市民総ぐるみ運動推進大会の開催

3. 施策3 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携と協力関係を確保し、救助・救急体制や救急医療体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命率の向上や苦痛の軽減を図るため、救急救命士、救急隊員による迅速な救命処置、応急処置等を実施するための体制整備、事故現場からの迅速な通報体制の整備、救急車到着前の事故現場における一般市民による応急手当の普及を推進します。

(1) 救助・救急体制の整備

施策No.	3-(1)-①	救助体制の整備・充実
-------	---------	------------

【警防救命課】

交通事故に起因する救助活動の増加や事故の形態・背景の複雑多様化に対処するため、救助活動実施体制の更なる整備・充実により、円滑な救助活動の実現を図ります。

<継続>

◇救助隊員の教育及び訓練

施策No.	3-(1)-②	救急活動における応急処置等の充実
-------	---------	------------------

【警防救命課】

高度な救命処置が実施できる救急救命士の養成や育成及び救急隊員が行う救急活動における応急処置等について、より一層の充実を図ります。

<継続>

◇救急救命士の養成及び育成

◇救急隊員の教育及び訓練

施策No.	3-(1)-③	大規模交通事故等における応援体制の推進
-------	---------	---------------------

【警防救命課】

多数の負傷者が発生する大規模交通事故等に対処するため、神奈川県下消防相互応援協定を軸とした応援体制を推進します。

<継続>

◇神奈川県下消防相互応援協定に基づく応援要請

施策No.	3-(1)-④	救助・救急資機材整備の促進
-------	---------	---------------

【警防救命課】

救助・救急需要の増大、活動内容の複雑多様化に対応し、より高度な救助・救急活動を行うことができるよう、資機材等の整備を推進します。

<継続>

◇救助工作車及び高規格救急自動車等の整備

◇救助資機材及び救命資機材等の整備及び維持管理

施策No.	3-(1)-⑤	救助・救急隊員の教育訓練の充実
-------	---------	-----------------

【警防救命課】

救助隊員や救急隊員の知識や技術の向上を図るため、複雑多様化する災害に対応した教育訓練を一層充実させます。

<継続>

◇救助隊員の教育及び訓練

◇救急隊員の教育及び訓練

施策No.	3-(1)-⑥	救急救命士の資質の向上
-------	---------	-------------

【警防救命課】

救急活動における救命処置の技術向上のため、救急救命士の実践訓練や定期的な病院実習を行う等、教育訓練を充実させ、救急救命士の資質の向上を図ります。

<継続>

◇救急救命士の養成及び育成

施策No.	3-(1)-⑦	交通事故等の負傷者の医療情報の把握
-------	---------	-------------------

【警防救命課】

外出時にかかりつけ医等の医療情報を記入した「安心カード」を携帯してもらうことにより、交通事故等の緊急時に救急隊員の迅速な対応に役立っています。

<継続>

◇安心カプセル・安心カードの配布

(2) 救急医療機関との連携

施策No.	3-(2)-①	負傷者の搬送体制に関する連携・強化
-------	---------	-------------------

【警防救命課】

地域に限定された事故等に対応するべく、市内の救急医療機関と消防機関との協力連携により、現場への出動体制が確保されている茅ヶ崎市災害派遣医療チーム（CMA T）の体制を維持、充実させます。

医療機関と消防機関との緊密な連携で構築されているメディカルコントロール体制の中で、救急隊員の実施した救命処置に対する指導・検証、救急隊員の教育及び救急活動に関するガイドラインの作成等を行うことにより、円滑な救急医療体制づくりを推進します。

交通事故等の負傷者の負傷程度や緊急性を判断し、ドクターヘリを有効に活用します。

<継続>

◇市内医療機関との連携及び調整

◇湘南地区メディカルコントロール協議会との連携

(3) 市民や事業所との連携

施策No.	3-(3)-①	応急手当の普及啓発の推進
-------	---------	--------------

【消防指導課】

心肺停止による傷病者の救命には、救急車が来るまで胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸を含む心肺蘇生法を行うことが効果的です。

事故現場に居合わせた市民（バイスタンダー）が負傷者に対し、迅速かつ適切な応急手当ができるように、消防機関が応急手当や普通救命講習会等を市内各所で開催するとともに、「救急の日」等のイベントを通じて、市民に対し広報啓発活動を積極的に推進し、救命や応急手当の知識と技術の習得の普及に努めます。

<継続>

◇AED(自動体外式除細動器)の整備及び運用

◇救命講習会の開催

4. 施策4 交通事故被害者等に対する支援

交通事故被害者やその家族等は、肉体的、精神的若しくは経済的に大きな打撃を受けており、また、交通事故に係る情報等が必要なことから、交通事故被害についての相談や情報提供等の対応が求められています。

(1) 交通事故被害者等に対する支援

施策No.	4-(1)-①	交通事故被害者等に対する支援
-------	---------	----------------

【市民相談課】

交通事故の被害者やその家族からの相談に適切に応じられるよう、交通事故及び犯罪被害者等支援の各相談窓口の円滑かつ適切な運営を図ります。

<継続>

- ◇交通事故相談
- ◇法律相談における交通事故に関する相談
- ◇市民相談における交通事故に関する相談
- ◇犯罪被害者等支援相談

第3 推進体制

1. 計画の推進に向けた役割

計画を推進し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のためには、市はもちろんですが、市民一人ひとり、そして関係団体等の理解と協力が不可欠です。それぞれの役割分担により、市民、関係団体、市等が連携を図りながら施策を進めていきます。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活において、道路上の歩行をはじめ、自転車や二輪車、自動車の利用等、交通社会とは切り離せない環境の中にあります。こうしたことから、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールを遵守し、マナーを徹底するなど、常に交通安全及び交通事故防止に対する高い意識を持って行動する必要があります。

(2) 茅ヶ崎警察署の役割

信号機や横断歩道の設置、交通規制の実施など、適切な交通安全対策について、公安委員会や神奈川県警察本部との連絡調整を担います。

また、交通違反車両の取り締まりや街頭指導により、交通ルールの遵守やマナーの徹底のための周知啓発に努めます。

さらに、茅ヶ崎市交通安全対策協議会（※1）等が主催する各種交通安全街頭キャンペーンへの協力のほか、市民や行政と連携して交通安全や交通事故防止に努めます。

※1 茅ヶ崎市交通安全対策協議会

市の区域内における交通安全運動に関する事、交通安全意識の高揚に関する事などの交通安全に関する施策を推進するために設置されており、茅ヶ崎警察署、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会、教育関係機関、交通事業者ほか、市内の交通安全に関わりのある団体の代表で構成されています。

(3) 関係団体の役割

一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会をはじめとする交通安全関係団体においては、茅ヶ崎警察署、市など交通安全の行政関係機関に協力します。市内の交通秩序並びに交通道德の普及や高揚、事業所ごとの安全運転管理者が連携を密にして、自動車の安全運転に係る交通道德の高揚を図るほか、交通事故防止に努めます。

(4) 市の役割

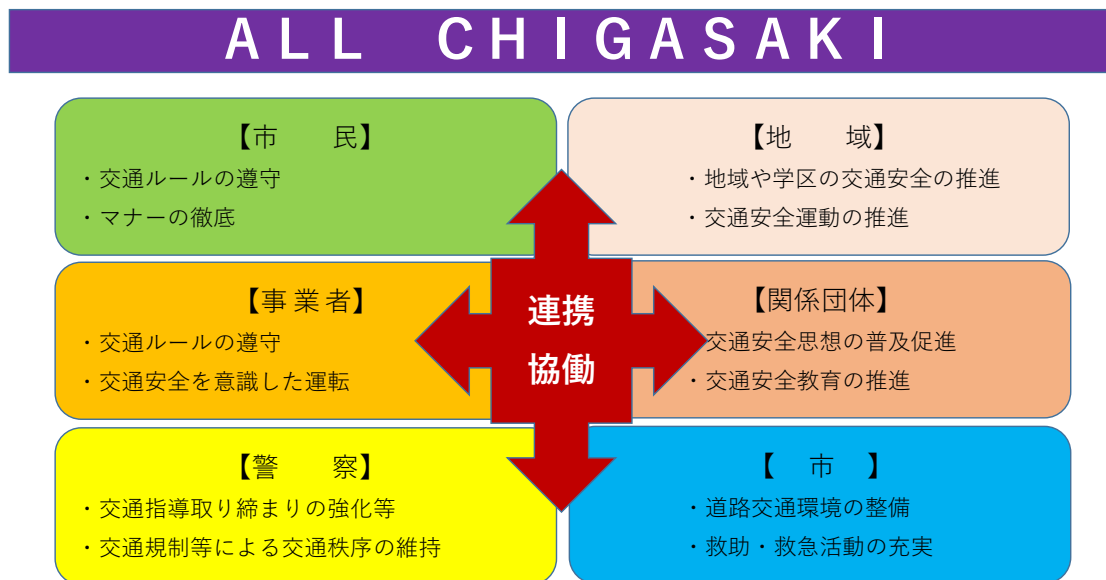
市は、交通安全計画の実現のため、関係各課及び交通安全関係機関・団体と連携し、交通安全施策を実施します。施策の実施にあたっては、市民や交通安全関係団体の意見を広く取り入れ、実態に見合った交通安全活動を実施します。

また、本計画の各年次報告に基づき、各年度の取り組み結果を茅ヶ崎市交通安全対策協議会などに報告します。

(5) 市民との連携・協働

交通安全を地域に根ざした施策として効果的に展開するためには、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚と、市民や団体が自主的に取り組んでいる様々な交通安全運動を市民運動として進めていくことが大切です。

そのため、茅ヶ崎警察署をはじめとする交通安全関係機関・団体と連携し、各年齢層を対象とした体系的な交通安全教育を実施するとともに、様々な媒体を活用した広報啓発活動の充実を図り、市民自らが安全で安心な交通社会の構築に参加できる仕組みをつくる必要があります。同時に、交通安全計画をはじめとした様々な交通安全施策の策定にあたっては、市民の意見を十分反映させるとともに、既存の交通安全関係団体のみならず、事業所等との交通安全活動を、市民と協働して展開することにより、交通安全市民運動の活性化を図ります。



2. 推進体制

本計画を実効性のあるものにするため、次のとおり進行管理します。

年度ごとに報告書として取りまとめてアドバイザーの意見を伺い、その結果を検証して次年度の交通安全施策に反映させます。

また、地域の個別の課題等については、地域の皆様の意見を伺いながら進めます。

計画の進行管理の手順は次のとおりです。

(1) 各個別施策の担当課による取り組み結果などの報告

各個別施策を所管する担当課は、計画にある取り組みを推進するとともに、当該年度の取り組み内容、取り組み実績、取り組みに対する評価、次年度の取り組み予定などについて、計画の主管課に報告します。

(2) 報告書（案）の取りまとめ、内部評価

計画の主管課は、「第1次茅ヶ崎市交通安全計画年次報告書（案）」を作成し、庁内会議において内部評価します。

(3) 外部からの意見聴取

評価にあたっては、専門的な視点が必要となるため、「第1次茅ヶ崎市交通安全計画年次報告書（案）」について、茅ヶ崎市交通安全計画アドバイザー（※2）へ個別にヒアリングを実施し、それぞれ専門的立場から意見をいただきます。

※2 茅ヶ崎市交通安全計画アドバイザー

学識経験者並びに茅ヶ崎警察署、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会、神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所及びまちぢから協議会の代表に担っていただいております。それぞれの立場から交通安全計画年次報告書の内容を基に交通安全施策に関する意見をいただいております。

(4) 年次報告書の作成、各個別施策の担当課へのフィードバック

内部評価及びアドバイザーからの意見を反映させた「第1次茅ヶ崎市交通安全計画年次報告書」を庁内会議（※3）や各個別施策の担当課へフィードバックし、次年度以降の施策に反映させます。また、茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議（※4）や交通安全市民運動の中核的組織である茅ヶ崎市交通安全対策協議会へ報告し、それを受けた茅ヶ崎市交通安全対策協議会は、必要に応じて次年度の主催事業等へ反映させます。

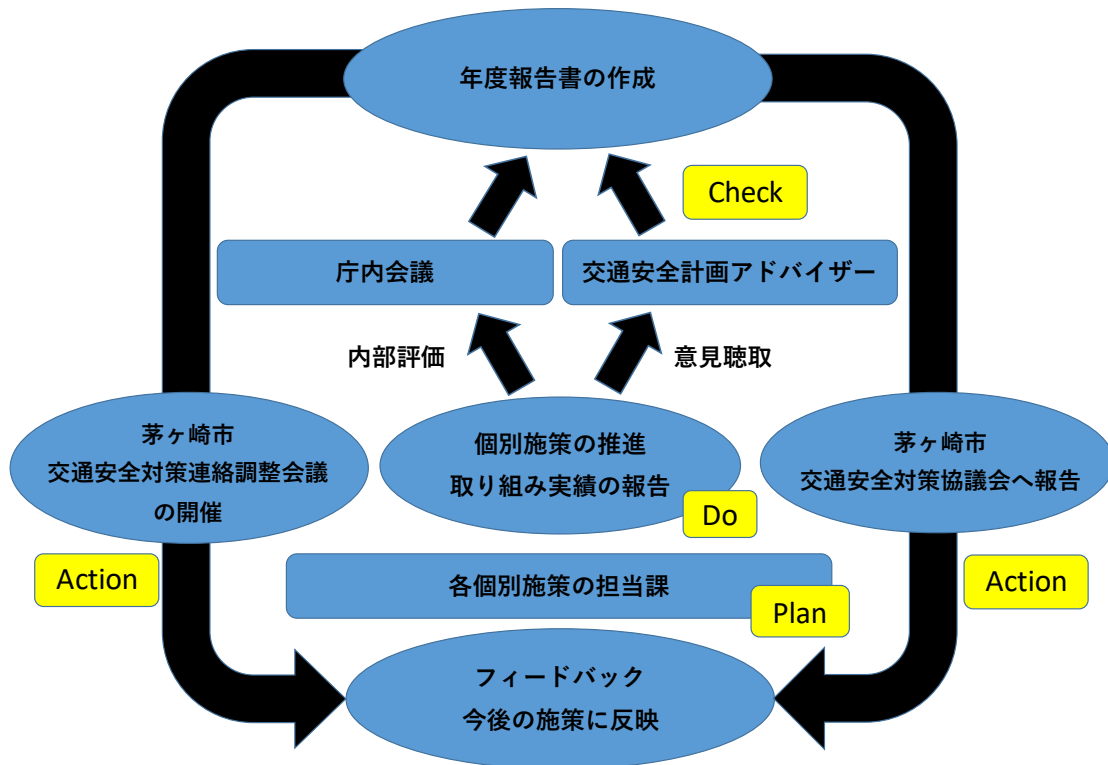
※3 茅ヶ崎市交通安全計画推進会議

茅ヶ崎市交通安全計画の策定、変更並びに茅ヶ崎市交通安全計画に基づく施策の推進及び評価をするにあたり、関係各課が連携して交通安全施策体系の整理及び整合を図るために設置されており、庁内関係各課で構成されています。

※4 茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議

茅ヶ崎市内の小・中学校の児童・生徒が登下校時に利用する道路及び生活道路における危険箇所などに関して、適切かつ効果的な交通安全対策を調査・検討するために設置

されており、庁内関係課、小・中学校長会及び茅ヶ崎警察署で構成されています。



資料編

1	市内の交通事故の状況	1
2	道路の整備状況(総延長)	1
3	交通安全施設の設置状況	1
4	車両の保有状況	2
5	原動機付自転車等の届出状況	2
6	交通安全教室の実施状況	3
7	自転車駐車場の状況	3
8	自動車駐車場の状況	4
9	放置自転車の状況	4
10	救急自動車の出動状況	4
11	交通事故相談件数	5
12	子どもの遊び場等の確保	5
13	パブリックコメントの実施結果	6

|

1 市内の交通事故の状況

(1) 交通事故全発生状況

区分 \ 年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
負傷者	588人	601人	642人	536人	525人	555人
死者	1人	0人	2人	5人	0人	2人
事故件数	514件	546件	548件	459件	465件	492件
対前年比	111.98%	106.22%	100.36%	83.75%	101.30%	105.80%

(2) 交通事故別の発生状況

区分 \ 年別		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
歩行者	負傷者	86人	83人	84人	71人	80人	70人
	死者	0人	0人	0人	3人	0人	2人
	事故件数	83件	82件	80件	73件	79件	70件
自転車	負傷者	153人	178人	180人	175人	161人	188人
	死者	0人	0人	2人	0人	0人	0人
	事故件数	151件	185件	182件	178件	163件	193件
二輪車	負傷者	130人	158人	146人	104人	126人	119人
	死者	0人	0人	0人	1人	0人	0人
	事故件数	155件	172件	173件	119件	134件	138件

2 道路の整備状況（総延長）

令和4年4月1日現在の整備状況

国道	県道	市道	計
13,2880km	21,9390km	673,7470km	708,9740km

3 交通安全施設の設置状況

区分 \ 年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
信号機	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

4 車両の保有状況

区分 \ 年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
乗合（※1）	202台	203台	205台	210台	205台	204台
乗用（※1）	63,931台	64,042台	64,066台	63,758台	64,077台	64,240台
貨物（※1）	4,870台	4,976台	5,105台	5,205台	5,349台	5,535台
特殊用途・大型特殊（※1）	1,248台	1,289台	1,331台	1,331台	1,358台	1,409台
小型二輪(250cc超)（※1）	3,399台	3,406台	3,482台	3,584台	3,645台	38,339台
軽自動車（※2）	27,356台	27,604台	28,041台	28,220台	28,723台	29,322台
合 計	101,006台	101,520台	102,230台	102,308台	103,357台	139,049台

※1 出典元：一般財団法人自動車検査登録情報協会

※2 出典元：一般社団法人全国軽自動車協会連合会

5 原動機付自転車等の届出状況

区分 \ 年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
50cc以下	3,994台	3,549台	3,217台	2,911台	2,855台	2,630台
51～125cc	392台	336台	296台	265台	295台	247台
126～250cc	1,996台	1,820台	1,747台	1,607台	1,771台	1,804台
小型特殊	55台	47台	56台	82台	67台	43台

6 交通安全教室の実施状況

区分	年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園・ 保育園	回数	35回	71回	75回	63回	47回	26回
	参加人数	8,708人	9,121人	9,602人	7,073人	3,211人	1,327人
小学校	回数	39回	39回	40回	41回	34回	34回
	参加人数	5,207人	5,071人	5,055人	5,058人	3,993人	3,775人
中学校	回数	14回	14回	14回	15回	8回	6回
	参加人数	2,473人	2,330人	2,293人	3,033人	585人	1,008人
高校	回数	8回	9回	6回	6回	3回	2回
	参加人数	2,735人	2,848人	1,857人	1,620人	338人	438人
推進協・ PTA	回数	23回	19回	21回	18回	10回	2回
	参加人数	1,114人	1,042人	1,131人	665人	195人	125人
子ども会	回数	3回	3回	3回	3回	0回	0回
	参加人数	106人	123人	142人	72人	0人	0人
高齢者・ 事業所	回数	18回	17回	24回	19回	7回	1回
	参加人数	1,792人	1,690人	2,168人	913人	36人	4人
合 計	回数	140回	172回	183回	165回	109回	71回
	参加人数	22,135人	22,225人	22,248人	18,434人	8,358人	6,677人

7 自転車駐車場の状況

施設名	所在地	開設年月日	収容台数		備 考
			自転車	原付	
新栄町第一	新栄町13-45	昭和57年3月1日	1,992台	—	
新栄町第二	新栄町13-45	平成2年11月8日	2,377台	—	
新栄町第三	新栄町12-12	平成10年2月11日	556台	—	
ツインウェイヴ北	新栄町3-34	平成7年5月20日	500台	500台	(125cc以下を含む)
ツインウェイヴ南	共恵1-9-15	平成8年4月1日	490台	—	
幸町	幸町21-7	昭和60年4月11日	2,735台	242台	
幸町第二	幸町3-24	平成27年12月1日	74台	—	定期利用のみ
共恵	共恵1-2-13	平成18年7月1日	94台	—	定期利用のみ
	共恵1-2-13	平成27年8月1日	170台	—	定期利用のみ
香川(※3)	香川4-42-5	平成23年8月1日	1,110台	50台	(125cc以下を含む)
本宿町	本宿町11-59	昭和62年12月12日	1,454台	242台	(125cc以下を含む)
北茅ヶ崎臨時	茅ヶ崎547	昭和59年3月1日	1,000台	100台	無料

※3 管理運営：財団法人自転車駐車場整備センター

8 自動車駐車場の状況

施設名	所在地	開設年月日	収容台数		備考
			自動車	自動二輪	
茅ヶ崎第2駐車場	茅ヶ崎1-1-1	平成28年1月4日	79台	—	
茅ヶ崎第3駐車場	茅ヶ崎1-9-63	平成28年1月1日	72台	—	
茅ヶ崎第4駐車場	茅ヶ崎1-11-1	平成28年1月1日	59台	—	
東海岸南自動車駐車場	東海岸南6-8955-1	平成11年7月1日	60台	—	

9 放置自転車の状況

区分		年度別					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
撤去台数	自転車	1,866台	1,390台	1,312台	1,042台	946台	699台
	原付	10台	17台	13台	7台	4台	4台
	合計	1,876台	1,407台	1,325台	1,049台	950台	703台
返還台数	自転車	749台	716台	742台	421台	400台	271台
	原付	2台	4台	2台	1台	2台	0台
	合計	751台	720台	744台	422台	402台	271台
処分台数	自転車	1,015台	957台	1,026台	789台	635台	449台
	原付	7台	8台	13台	6台	4台	5台
	合計	1,022台	965台	1,039台	795台	639台	454台
リサイクル（自転車）		229台	173台	157台	107台	119台	66台

10 救急自動車の出動状況

区分		年度別					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出動件数		10,669件	11,070件	11,255件	11,246件	10,438件	11,974件
交通事故によるもの		809件	784件	826件	738件	661件	695件
交通事故による出動割合		7.58%	7.08%	7.34%	6.56%	6.33%	5.80%

11 交通事故相談件数

区分 \ 年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常設市民相談	1件	1件	4件	6件	0件	2件
法律相談	25件	21件	14件	23件	20件	17件
交通事故相談	50件	37件	41件	36件	31件	27件
合 計	76件	59件	59件	65件	51件	46件

12 子どもの遊び場等の確保

令和5年3月現在

施設名	設置箇所数
都市公園	171箇所
青少年広場	15箇所
小学校ふれあいプラザ	18箇所
子どもの家	6箇所

1.3 パブリックコメントの実施結果

「第11次茅ヶ崎市交通安全計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和5年1月27日（金）～令和5年3月7日（火）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 6人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	1人	1人	1人	0人	3人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	パブリックコメントの実施に関する意見	3件
2	全般に関する意見	2件
3	道路交通環境の整備に関する意見	5件
4	交通安全思想の普及徹底に関する意見	1件
5	計画の推進に向けた役割に関する意見	1件
6	その他の意見	1件
	合計	13件

市民のみなさまから寄せられたご意見及び市の考え方についての詳細は、安全対策課窓口、市政情報コーナー又は市のホームページ (<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>) の「市民参加」をご覧ください。

第11次茅ヶ崎市交通安全計画

令和5（2023）年3月発行 150部

発行 茅ヶ崎市 市民安全部安全対策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-82-1111

F A X 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

